

○松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例

平成17年7月12日

松江市条例第403号

改正 平成17年9月30日条例第438号

平成18年3月31日条例第23号

平成19年3月30日条例第32号

平成20年3月31日条例第2号

平成20年10月3日条例第48号

平成22年3月26日条例第18号

平成23年3月25日条例第13号

平成23年7月5日条例第55号

平成25年3月18日条例第25号

平成25年12月20日条例第60号

平成26年3月26日条例第10号

平成26年12月19日条例第55号

平成27年10月6日条例第49号

平成28年10月3日条例第60号

平成29年12月19日条例第56号

平成30年3月22日条例第1号

平成31年3月29日条例第4号

(設置)

第1条 スポーツの振興及び文化の向上を図るための集会等の用に供し、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、松江市が指定管理者に管理させる運動施設(以下「指定運動施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 指定運動施設の名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする。

(指定管理者による管理)

第3条 指定運動施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせるものとする。

(指定管理者の行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定運動施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用の許可に関する業務
 - (2) 利用料金の徴収、減免及び還付に関する業務
 - (3) 施設等の維持管理に関する業務
 - (4) スポーツ振興を目的とする各種の催しの企画及び実施に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (供用日及び供用時間)

第5条 施設等の供用日及び供用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(利用許可)

第6条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、第6条第1項の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規程に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 利用料金を納期限までに納付しないとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
- (5) 利用者が第6条第2項の規定により利用許可に付した条件に違反したとき。
- (6) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

- 2 前項に規定する措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長及び指定管理者は、その責任を負わない。

(利用料金)

第9条 利用者は、第6条第1項の許可を受けてする施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3に掲げる額を上限とし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、公益上特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 2 指定管理者は、利用料金の減額又は免除をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市長の承認を得て、その全額又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責任に帰さない理由により、利用することができなくなったとき。
(2) 前号に定めるもののほか、指定管理者が必要があると認めるとき。

(利用者の特別設備)

第12条 利用者は、施設等の利用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(目的外利用の禁止)

第14条 利用者は、施設等を許可に係る利用目的以外に利用し、若しくはその利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第15条 利用者が、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第16条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、指定運動施設の管理は市長が行うものとする。

2 前項の規定により市長が指定運動施設の管理を行う場合にあつては、第5条中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第6条、第7条、第8条第1項及び第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項第3号、第9条の見出し、同条第1項及び第2項、第10条(見出しを含む。)、第11条(見出しを含む。))並びに別表第3第1号の表から第50号の表までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第8条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項、第10条第2項及び第11条第2号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第2項中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第10条第1項中「指定管理者は、公益上特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、公益上特に必要と認めるときは」と、第11条中「指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは」と、第18条中「利用料」とあるのは「使用料」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 市長は、詐欺その他不正の行為により、利用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までにした松江市運動施設設置及び管理に関する条例(平成

17年松江市条例第158号)又は松江市都市公園条例の規定によりなされた使用の許可その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(八東郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

- 3 八東郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町立総合体育館の設置及び管理に関する条例(昭和55年東出雲町条例第14号)、東出雲町グラウンドゴルフ場及びクラブハウス設置並びに管理に関する条例(平成13年東出雲町条例第11号)又は東出雲町都市公園条例(昭和60年東出雲町条例第9号)の規定によりなされた利用の許可その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日松江市条例第438号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 14 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の松江市運動施設設置及び管理に関する条例の規定によりなされた許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の松江市指定管理者の管理する松江市運動施設設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月31日松江市条例第23号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日松江市条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(松江市宍道B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 松江市宍道B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第160号)は、廃止する。

(松江市運動施設設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 松江市運動施設設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第158号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(松江市都市公園条例の一部改正)

- 4 松江市都市公園条例(平成17年松江市条例第340号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

- 5 この条例の施行の日の前日までに、附則第2項の規定による廃止前の松江市宍道B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用許可その他の処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定になされたものとみなす。
- 6 この条例の施行の日の前日までに、附則第3項の規定による改正前の松江市運動施設設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用許可その他の処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定になされたものとみなす。
- 7 この条例の施行の日の前日までに、附則第4項の規定による改正前の松江市都市公園条例の規定によりなされた使用許可その他の処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定になされたものとみなす。

附 則(平成20年3月31日松江市条例第2号)

(施行日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松江市八束保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例、松江市鹿島文化ホールの設置及び管理に関する条例、松江市宍道ふれあい交流館の設置及び管理に関する条例、松江市運動施設設置及び管理に関する条例、松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例、松江市島根総合公園施設設置及び管理に関する条例、松江市美保関総合運動公園の設置及び管理に関する条例、松江市都市公園条例、松江市八雲山村広場の設置及び管理に関する条例又は松江市美保関海の学苑ふるさと創生館の設置及び管理に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後の使用又は利用について適用し、同日前の使用又は利用については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月3日松江市条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(松江市都市公園条例の一部改正)

- 2 松江市都市公園条例(平成17年松江市条例第340号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成22年3月26日松江市条例第18号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日松江市条例第13号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月5日松江市条例第55号)

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日松江市条例第25号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日松江市条例第60号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日松江市条例第10号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日松江市条例第55号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日より施行する。

附 則(平成27年10月6日松江市条例第49号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 運動施設の管理のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則(平成28年10月3日松江市条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 運動施設の管理のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(松江市都市公園条例の一部改正)

- 3 松江市都市公園条例(平成17年松江市条例第340号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成29年12月19日松江市条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(松江市馬潟体育館の設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 松江市馬潟体育館の設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第159号)は、廃止する。
(松江市馬潟体育館の設置及び管理に関する条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の松江市馬潟体育館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成30年3月22日松江市条例第1号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 12 施行日の前日までに、附則第7項の規定による改正前の松江市指定管理者の管理する運動施設設置及び管理に関する条例の規定により教育委員会がした使用許可その他の処分、手続その他の行為は、市長がしたものとみなす。

附 則(平成31年3月29日松江市条例第4号)

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
松江海洋センター	松江市西浜佐陀町1012番地
秋鹿なぎさ公園	松江市岡本町1048番地1
松江市ニュースポーツ公園ターゲット・バードゴルフ場	松江市東長江町927番地
松江市ニュースポーツ公園グラウンドゴルフ場	松江市東長江町927番地
サンライフ松江	松江市大庭町1751番地14
松江市矢田体育館	松江市矢田町250番地18
楽山庭球場	松江市西川津町楽山公園
楽山野球場	松江市西川津町楽山公園
松江市宮陸上競技場	松江市上乃木十丁目4番1号

松江市営補助競技場	松江市上乃木十丁目4番1号
松江市営野球場	松江市上乃木十丁目4番1号
松江市営庭球場	松江市上乃木十丁目4番1号
こどもスポーツ広場(フットボール練習場)	松江市上乃木十丁目4番1号
松江市総合体育館	松江市学園南一丁目21番1号
松江市北庭球場	松江市学園南一丁目21番1号
松江市北公園多目的広場	松江市学園南一丁目21番1号
松江市馬潟体育館	松江市富士見町1番地58
鹿島片匂運動場	松江市鹿島町片匂483番地2
鹿島総合体育館	松江市鹿島町佐陀本郷76番地
鹿島武道館	松江市鹿島町名分1539番地2
鹿島グラウンドゴルフ場	松江市鹿島町北講武908番地2
鹿島御津地区体育館	松江市鹿島町御津800番地
島根総合公園運動広場	松江市島根町大芦1184番地1
島根体育館	松江市島根町加賀1455番地
島根スポーツ広場	松江市島根町野波2376番地1
八雲屋根付き多目的広場	松江市八雲町熊野765番地1
宍道総合公園多目的広場	松江市宍道町白石1405番地1
宍道総合公園テニスコート	松江市宍道町白石1405番地1
宍道総合公園少年広場	松江市宍道町白石1405番地1
宍道総合公園野球場	松江市宍道町白石1405番地1
宍道体育センター	松江市宍道町佐々布204番地4
宍道武道館	松江市宍道町佐々布204番地4
松江市宍道B&G海洋センター	松江市宍道町上来待210番地1
八束体育館	松江市八束町波入2096番地
八束テニスコート	松江市八束町江島1128番地11
八束総合運動場	松江市八束町江島1128番地2
美保関総合運動公園多目的運動場	松江市美保関町下宇部尾872番地16
美保関総合運動公園野球場	松江市美保関町下宇部尾872番地16
美保関総合運動公園多目的広場	松江市美保関町下宇部尾872番地16

美保関総合運動公園テニスコート	松江市美保関町下宇部尾872番地16
美保関体育館	松江市美保関町下宇部尾556番地1
玉湯野球場	松江市玉湯町湯町682番地2
玉湯体育館	松江市玉湯町湯町714番地3
空口公園テニスコート	松江市玉湯町玉造99番地10
空口公園多目的広場	松江市玉湯町玉造95番地8
東出雲体育館	松江市東出雲町揖屋1139番地2
東出雲グラウンドゴルフ場	松江市東出雲町錦新町六丁目8番1号
東出雲中央公園野球場	松江市東出雲町揖屋3349番地1
東出雲中央公園多目的グラウンド	松江市東出雲町揖屋3349番地1
東出雲中央公園テニスコート	松江市東出雲町揖屋3349番地1

別表第2(第5条関係)

施設名		供用日	供用時間
松江海洋センター	陸上スポーツ施設	1月4日から12月28日まで及び 毎週月曜日を除く日	1 スポーツ広場 自 日の出 至 日没 2 上記以外 自 9時 至 21時
	海洋スポーツ施設	4月1日から10月31日まで及び 毎週月曜日を除く日	自 9時 至 17時
秋鹿なぎさ公園	艇庫以外	1月4日から12月28日まで及び 毎週火曜日を除く日	自 9時 至 21時
	艇庫	4月1日から10月31日まで及び 毎週火曜日を除く日	自 9時 至 日没
松江市ニュースポーツ公園 ターゲット・バードゴルフ場		1月4日から12月28日まで	自 9時 至 日没
松江市ニュースポーツ公園 グラウンドゴルフ場		1月4日から12月28日まで	自 9時 至 日没
サンライフ松江		1月4日から12月28日まで	自 9時

		至 22時
松江市矢田体育館	1月4日から12月28日まで	自 9時 至 22時
楽山庭球場	1月4日から12月28日まで	自 日の出 至 日没
楽山野球場	1月4日から12月28日まで	自 日の出 至 日没
松江市営陸上競技場	1月4日から12月28日まで	自 9時 至 日没
松江市営補助競技場	1月4日から12月28日まで	自 9時 至 21時
松江市営野球場	3月1日から12月28日まで	自 9時 至 21時
松江市営庭球場	1月4日から12月28日まで	自 9時 至 21時
こどもスポーツ広場(フットボール練習場)	1月4日から12月28日まで	自 9時 至 21時
松江市総合体育館	附属駐車場以外	自 9時 至 22時
	附属駐車場	特別な理由を除き通年 自 6時 至 22時30分
松江市北庭球場	1月4日から12月28日まで	自 9時 至 21時
松江市北公園多目的広場	1月4日から12月28日まで	自 9時 至 21時
松江市馬潟体育館	1月4日から12月28日まで	自 9時 至 22時
鹿島片匂運動場	1月4日から12月28日まで	自 6時 至 18時
鹿島総合体育館	1月4日から12月28日まで(ただ	1 メインアリーナ、サブアリ

	し、温水プールについては毎週火曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日)	<p>ーナ、会議室、控室、トレーニング室</p> <p>自 9時</p> <p>至 22時</p> <p>2 温水プール</p> <p>自 9時</p> <p>至 20時</p> <p>3 多目的広場</p> <p>自 9時</p> <p>至 21時30分</p>
鹿島武道館	1月4日から12月28日まで	<p>自 5時</p> <p>至 22時</p>
鹿島グラウンドゴルフ場	1月4日から12月28日まで	<p>自 9時</p> <p>至 日没</p>
鹿島御津地区体育館	1月4日から12月28日まで	<p>自 8時</p> <p>至 22時</p>
島根総合公園運動広場	1月4日から12月28日まで	<p>4月1日から9月30日まで</p> <p>自 8時30分</p> <p>至 18時</p> <p>10月1日から3月31日まで</p> <p>自 8時30分</p> <p>至 17時</p>
島根体育館	1月4日から12月28日まで(ただし、毎週月曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日)	<p>平日及び土曜日</p> <p>自 9時</p> <p>至 22時</p> <p>日曜日</p> <p>自 9時</p> <p>至 17時</p>
島根スポーツ広場	1月4日から12月28日まで	<p>4月1日から9月30日まで</p> <p>自 8時30分</p> <p>至 18時</p>

		10月1日から3月31日まで 自 8時30分 至 17時
八雲屋根付き多目的広場	特別な理由を除き通年	自 6時 至 22時
宍道総合公園多目的広場	1月4日から12月28日まで(ただし、毎週火曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日)	4月1日から4月30日まで 自 8時30分 至 18時30分 5月1日から10月31日まで 平日 自 8時30分 至 22時 日曜日、休日 自 6時 至 22時 11月1日から翌年の3月31日まで 自 8時30分 至 17時
宍道総合公園テニスコート	1月4日から12月28日まで(ただし、毎週火曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日)	4月1日から4月30日まで 自 8時30分 至 18時30分 5月1日から10月31日まで 平日 自 8時30分 至 22時 日曜日、休日 自 6時 至 22時 11月1日から翌年の3月31日まで

		自 8時30分 至 17時
宍道総合公園少年広場	1月4日から12月28日まで(ただし、毎週火曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日)	4月1日から4月30日まで 自 8時30分 至 18時30分 5月1日から10月31日まで 平日 自 8時30分 至 22時 日曜日、休日 自 6時 至 22時 11月1日から翌年の3月31日まで 自 8時30分 至 17時
宍道総合公園野球場	1月4日から12月28日まで(ただし、毎週火曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日)	4月1日から4月30日まで 自 8時30分 至 18時30分 5月1日から10月31日まで 平日 自 8時30分 至 22時 日曜日、休日 自 6時 至 22時 11月1日から翌年の3月31日まで 自 8時30分 至 17時
宍道体育センター	1月4日から12月28日まで(ただ	自 9時

	し、毎週火曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日)	至 22時
宍道武道館	1月4日から12月28日まで(ただし、毎週火曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日)	自 9時 至 22時
松江市宍道B&G海洋センター	1月4日から12月28日まで(ただし、毎週火曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日)	月・水・木 自 10時 至 21時 金・土 自 10時 至 21時30分 日 4月1日から11月30日 自 10時 至 18時 12月1日から翌年の3月31日 自 10時 至 17時
八束体育館	1月4日から12月28日まで(ただし、毎週月曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日)	自8時30分 至22時
八束テニスコート	1月4日から12月28日まで(ただし、毎週月曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日)	自7時 至22時
八束総合運動場	1月4日から12月28日まで(ただし、毎週月曜日を除く日。当該日が休日の場合はその翌日)	自8時30分 至22時
美保関総合運動公園多目的運動場	1月4日から12月28日まで	自 8時 至 18時
美保関総合運動公園野球場	1月4日から12月28日まで	自 8時 至 18時

美保関総合運動公園多目的 広場	1月4日から12月28日まで	自 8時 至 18時
美保関総合運動公園テニス コート	1月4日から12月28日まで	自 8時 至 22時
美保関体育館	1月4日から12月28日まで	自 9時 至 22時
玉湯野球場	1月4日から12月28日まで	自 9時 至 18時
玉湯体育館	1月4日から12月28日まで(ただ し、毎週月曜日を除く日。当該 日が休日の場合はその翌日)	自 9時 至 22時
空口公園テニスコート	1月4日から12月28日まで	自 9時 至 18時
空口公園多目的広場	1月4日から12月28日まで	自 9時 至 18時
東出雲体育館	1月4日から12月28日まで(ただ し、毎週月曜日を除く日。当該 日が休日の場合はその翌日)	自 9時 至 22時
東出雲グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ場 クラブハウス	1月4日から12月28日まで(ただ し、毎週月曜日を除く日)
		自 8時30分 至 17時
		自 8時30分 至 22時
東出雲中央公園野球場	1月4日から12月28日まで	4月1日から4月30日まで 自 9時 至 19時 5月1日から9月30日まで 自 6時 至 19時 10月1日から3月31日まで 自 9時 至 19時

東出雲中央公園多目的グラウンド	1月4日から12月28日まで	4月1日から4月30日まで 自 9時 至 19時 5月1日から9月30日まで 自 6時 至 19時 10月1日から3月31日まで 自 9時 至 19時
東出雲中央公園テニスコート	1月4日から12月28日まで	4月1日から4月30日まで 自 9時 至 22時 5月1日から9月30日まで 自 6時 至 22時 10月1日から3月31日まで 自 9時 至 22時

別表第3(第9条関係)

(1) 松江海洋センター利用料金の基準額

(ア) 第一体育館及び第二体育館

利用区分		時間区分			
		9時から19時 (1時間につき)	19時から21時(1 時間につき)	時間外 (1時間につき)	
第一体育館	占	一般・高校生	810円	1,220円	970円
	用	中学生以下・高齢者・障 がい者	400円	610円	480円
	利	アマチュアスポーツ以 外の催しもの	6,110円	9,160円	7,330円
第二体育館	占	一般・高校生	580円	860円	690円
	用	中学生以下・高齢者・障 がい者	280円	420円	340円
	利				

育 用 館	アマチュアスポーツ以 外の催しもの	4,340円	6,520円	5,220円
個人利用	一般・高齢者	1時間につき 100円		
	高校生以下・障がい者	1時間につき 50円		

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額に2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に利用する面積の割合を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 舟艇

利用区分		時間区分	1人30分につき
個人利用	一般・高校生	200円	
	中学生以下・高齢者・障がい者	100円	
団体利用	一般・高校生	140円	
	中学生以下・高齢者・障がい者	70円	

備考

- 1 30分に満たない時間は、30分として算定する。
- 2 団体利用とは、20人以上の場合をいう。

(ウ) スポーツ広場

利用区分		時間区分	1時間につき
占有利	一般・高校生	1,160円	

用	中学生以下・高齢者・障がい者	580円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	3,480円

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 占用面積が2分の1以内のときの基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に2分の1を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(2) 秋鹿なぎさ公園利用料金の基準額

(ア) 研修室

利用区分		時間区分	1時間につき
占用利 用	一般		410円
	営利宣伝を目的とした場合		510円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 舟艇

利用区分		時間区分	1人30分につき

個人利用	一般・高校生	200円
	中学生以下・高齢者・障がい者	100円
団体利用	一般・高校生	140円
	中学生以下・高齢者・障がい者	70円

備考

- 30分に満たない時間は、30分として算定する。
- 団体利用とは、20人以上の場合をいう。

(ウ) 炊事棟

利用区分	時間区分	1回につき
	かまど・水栓1基	560円

(3) 松江市ニュースポーツ公園ターゲット・バードゴルフ場利用料金の基準額

個人利用	一般・高校生・高齢者	時間区分	1日・1人・1回につき
			360円
個人利用	中学生以下・障がい者		回数券(20回分)5,090円
			180円
団体利用	一般・高校生・高齢者		250円
	中学生以下・障がい者		120円

備考 団体利用とは、20人以上の場合をいう。

(4) 松江市ニュースポーツ公園グラウンドゴルフ場利用料金の基準額

個人利用	一般・高校生・高齢者	時間区分	1日・1人・1回につき
			360円
個人利用	中学生以下・障がい者		回数券(20回分)5,090円
			180円
団体利用	一般・高校生・高齢者		250円
	中学生以下・障がい者		120円

備考 団体利用とは、20人以上の場合をいう。

(5) サンライフ松江利用料金の基準額

(ア) 体育館

利用区分	時間区分	9時から19時	19時から22時	時間外
		(1時間につき)	(1時間につき)	(1時間につき)
占用利用	一般・高校生	630円	940円	750円
	中学生以下・高齢者・障がい者	310円	460円	370円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	4,730円	7,090円	5,680円
個人利用	一般・高齢者	1時間につき 100円		
	高校生以下・障がい者	1時間につき 50円		

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に利用する面積の割合を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 会議室・研修室・多目的室

利用区分	時間区分	1時間につき	
		会議室・研修室(一室単位)	占用利用
		営利宣伝を目的とした場合	510円
多目的室	占用利用	一般	780円
		営利宣伝を目的とした場合	970円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(6) 松江市矢田体育館利用料金の基準額

(ア) 体育館

利用区分		時間区分	9時から19時	19時から22時	時間外
			(1時間につき)	(1時間につき)	(1時間につき)
占用利 用	一般・高校生		1,200円	1,800円	1,430円
	中学生以下・高齢者・障 がい者		600円	890円	710円
	アマチュアスポーツ以 外の催しもの		9,010円	13,510円	10,810円
個人利 用	一般・高齢者	1時間につき 100円			
	高校生以下・障がい者	1時間につき 50円			

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に利用する面積の割合を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) ミーティングルーム

利用区分		時間区分	1時間につき
		占用利	一般
用	営利宣伝を目的とした場合		640円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(7) 楽山庭球場利用料金の基準額

利用区分		時間区分	1面1時間につき
		占用利	一般・高校生
用	中学生以下・高齢者・障がい者		170円

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(8) 楽山野球場利用料金の基準額

利用区分		時間区分	1時間につき
占用利用	一般・高校生		1,200円
	中学生以下・高齢者・障がい者		600円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		3,600円

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(9) 松江市営陸上競技場利用料金の基準額

(ア) 陸上競技場

利用区分		時間区分	1時間につき	9時～17時
占用利用	一般		2,540円	18,330円
	高校生以下・高齢者・障がい者		1,270円	9,160円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		7,630円	55,000円
個人利用 (1人1回につき)	一般			100円
	高校生以下・高齢者			70円
	障がい者			50円

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 雨天練習場・役員室・2階前室・多目的室

利用区分		時間区分	
		1時間につき	
雨天練習場	占有利	一般	1,030円
	用	営利宣伝を目的とした場合	1,290円
役員室	占有利	一般	260円
	用	営利宣伝を目的とした場合	320円
2階前室	占有利	一般	410円
	用	営利宣伝を目的とした場合	510円
多目的室	占有利	一般	260円
	用	営利宣伝を目的とした場合	320円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

とする。

4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

5 雨天練習場及び役員室の利用料金は、陸上競技場を占有利用する場合は徴収しない。

(10) 松江市営補助競技場利用料金の基準額

(ア) 補助競技場

利用区分		時間区分		
		1時間につき	9時～17時	
補助競技場 (フットサル コートを除 く。)	占有利 用	一般	1,340円	8,590円
		高校生以下・高齢者・障がい者	670円	4,290円
		アマチュアスポーツ以外の催しもの	4,030円	25,780円
	個人利 用	一般	70円	
		高校生以下・高齢者・障がい者	30円	
フットサルコ ート(1面に つき)	占有利 用	一般	510円	3,320円
		高校生以下・高齢者・障がい者	250円	1,660円
		アマチュアスポーツ以外の催しもの	1,550円	9,960円
	個人利 用	一般	40円	
		高校生以下・高齢者・障がい者	20円	

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 談話室

利用区分		時間区分	1時間につき
占用利用	一般		200円
	営利宣伝を目的とした場合		250円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。
- 5 談話室の利用料金は、補助競技場を占用利用する場合は徴収しない。

(11) 松江市営野球場利用料金の基準額

(ア) 野球場

利用区分		時間区分	1時間につき
占用利用	一般・高校生		2,340円
	中学生以下・高齢者・障がい者		1,170円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		19,440円

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 高校野球の場合の基準額は、備考の2にかかわらず、当該利用料金の基準額(土、日

曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)の5割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 4 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 5 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 6 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 7 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 研修室

利用区分		時間区分	1時間につき
		占有利用	一般
		営利宣伝を目的とした場合	410円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。
- 5 研修室の利用料金は、野球場を占有利用する場合は徴収しない。

(12) 松江市営庭球場利用料金の基準額

(ア) テニスコート

利用区分		時間区分	1時間につき(1面に	9時~17時(1面につき)
			つき)	
占有利用	一般・高校生		510円	2,930円
	中学生以下・高齢者・障がい者		250円	1,460円
個人利用	一般・高校生		150円	
	中学生以下・高齢者		100円	
	障がい者		70円	

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 西棟ミーティングルーム

時間区分		1時間につき
利用区分		
占有利用	一般	290円
	営利宣伝を目的とした場合	360円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。
- 5 西棟ミーティングルームの利用料金は、テニスコートを4面以上占有利用する場合は徴収しない。

(13) こどもスポーツ広場(フットボール練習場)利用料金の基準額

時間区分	1時間につき

利用区分		
占用利 用	一般・高校生	1,340円
	中学生以下・高齢者・障がい者	670円
個人利 用	一般・高校生	260円
	中学生以下・高齢者・障がい者	130円

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(14) 松江市総合体育館の利用料金の基準額

(ア) メインアリーナ、サブアリーナ、会議室、選手控室、多目的ルーム、トレーニングルーム及び売店コーナー

利用区分	時間区分	占用利用料金の基準額							個人利用 料金の基 準額
		自9時 至12時	自13時 至16時	自16時 至19時	自19時 至22時	自9時 至16時	自9時 至19時	自9時 至22時	

メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	中学生以下・高齢者・障がい者	円	円	円	円	円	円	円	円	円	1	アリーナ(スポーツを目的とした個人プレーの利用に限り、1人1枠当たり)一般300円 高校生以下の児童・生徒、障がい者150円 障がい者の介助者(障がい者本人1名につき1名まで)無料
		一般	12,220	12,220	12,220	18,330	19,550	29,330	44,000	4,880			
	入場料を徴収する場合		61,110	61,110	61,110	91,660	97,770	146,660	220,000	24,440			
								0	0				
スポーツ以外の催しも	入場料を徴収しない場合	中学生以下・高齢者・障がい者	46,440	46,440	46,440	69,660	74,310	111,460	167,200	18,570		2	ランニングコース(1人1回当
		一般	91,660	91,660	91,660	137,500	146,660	220,000	330,000	36,660			
	営利宣伝を目的とした場合		158,880	158,880	158,880	238,330	254,220	381,330	572,000	63,550			
			0	0	0	0	0	0	0	0			
入場料を徴収する場合		183,330	183,330	183,330	275,000	293,330	440,000	660,000	73,330				
		0	0	0	0	0	0	0	0				

	の												たり)
サブアリーナ	アマチュア	入場料を徴収しない場合	中学生以下・高齢者・障がい者	4,070	4,070	4,070	6,110	6,510	9,770	14,660	1,620		一般100円 高校生以下の児童・生徒、障がい者
			一般	8,140	8,140	8,140	12,220	13,030	19,550	29,330	3,250		
	スポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合		40,740	40,740	40,740	61,110	65,180	97,770	146,660	16,290		50円 障がい者の介助者(障がい者本人1名につき1名まで) 無料
										0			
の	アマチュア	入場料を徴収しない場合	中学生以下・高齢者・障がい者	30,960	30,960	30,960	46,440	49,540	74,310	111,460	12,380		※アリーナ、トレーニングルーム、多目的ルーム利用者は無料
			一般	61,110	61,110	61,110	91,660	97,770	146,660	220,000	24,440		
	スポーツ以外の催し	入場料を徴収する場合	営利宣伝を目的とした場合	105,920	105,920	105,920	158,880	169,480	254,220	381,330	42,370		
				0	0	0	0	0	0	0	0		
				122,220	122,220	122,220	183,330	195,550	293,330	440,000	48,880		
				0	0	0	0	0	0	0	0		

もの										
会議室 (一室単位)	占用利用 (1時間につき)	アマチュアスポーツ	460							
		一般会議	1,870							
		営利宣伝を目的とした場合	2,340							
選手控室 (一室単位)	占用利用 (1時間につき)	アマチュアスポーツ	190							
		一般会議	770							
		営利宣伝を目的とした場合	960							
多目的ルーム	占用利用(1時間につき)		790							多目的ルーム(1人1時間当たり) 一般 150円 高校生以下の児童・生徒、障がい者 70円

				障がい者の介助者 (障がい者本人1名につき1名まで) 無料
トレーニングルーム	占有利用(1時間につき、右記記載の金額に加え、利用人数に応じた個人利用料金)		710	トレーニングルーム(1人1回当たり) 一般 300円 高校生、中学生、障がい者 150円 障がい者の介助者 (障がい者本人1名につき1名まで) 無料
売店コーナー	1区画 (4m ² 当たり)	1日	1,250	

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算する。その額について10円未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てた額とする。

- 2 床面積の2分の1又は3分の1を区分して利用する場合は、催しものの種別により定める当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算をした額をいう。以下同じ。)の2分の1又は3分の1の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 冷房及び暖房を利用する場合の基準額は、規則で定める。
- 6 2日以上にわたり昼間のみ利用する場合において、原状回復を行わず夜間の他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 7 電気及び特殊電気設備を利用する場合の基準額は、規則で定める。
- 8 放送設備その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 附属駐車場

附属駐車場	自6時～22時30分	30分以内	無料
		30分を超えて4時間以内	200円
		4時間を超えて30分ごとに	100円
	自22時30分～6時		1,010円

備考

- 1 30分に満たない時間は、30分として算定する。
- 2 市長が公益上特に必要と認める場合は、利用料金を徴収しない。
- 3 市長が認めた大会の参加者の利用料金は、この表の規定にかかわらず、市長が必要と認めた時間内において1回につき200円(30分以内は無料)とする。

(15) 松江市北庭球場利用料金の基準額

利用区分		時間区分	1面1時間につき
占用利用	一般・高校生		510円
	中学生以下・高齢者・障がい者		250円

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(16) 松江市北公園多目的広場利用料金の基準額

時間区分 利用区分		占有利用料金の基準額				個人利用料金の基準額(1人1枠当たり)
		自9時 至12時	自12時 至17時	自9時 至17時	9時以前 及び17時 以後の 利用(1時 間につき)	
アマチュア スポーツに 利用する場 合	中学生以 下・高齢 者・障がい 者	円 1,220	円 2,030	円 2,850	円 400	一般 100円 高校生以下の児 童・生徒、障がい者 50円
	一般	2,440	4,070	5,700	810	障がい者の介助者 (障がい者本人1名 につき1名まで) 無料
アマチュアスポーツ以 外の催しもの		7,330	12,220	17,110	2,440	

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算する。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり昼間のみ利用する場合において、原状回復を行わず夜間の他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 5 照明設備その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(17) 松江市馬潟体育館利用料金の基準額

(ア) 体育館

利用区分		時間区分		
		9時から19時 (1時間につき)	19時から22時(1 時間につき)	時間外 (1時間につき)
占有利 用	一般・高校生	570円	850円	680円
	中学生以下・高齢者・障がい 者	280円	420円	330円
	アマチュアスポーツ以外の 催しもの	4,270円	6,410円	5,130円
個人利 用	一般・高齢者	1時間につき 100円		
	高校生以下・障がい者	1時間につき 50円		

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に利用する面積の割合を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

とする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 会議室・談話室・和室

利用区分		時間区分	1時間につき
会議室	占有利用	一般	410円
		営利宣伝を目的とした場合	510円
談話室	占有利用	一般	410円
		営利宣伝を目的とした場合	510円
和室	占有利用	一般	410円
		営利宣伝を目的とした場合	510円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(18) 鹿島片匂運動場利用料金の基準額

利用区分		時間区分	1時間につき
占有利用	一般・高校生		200円
	中学生以下・高齢者・障がい者		100円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		610円

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるとき

は、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(19) 鹿島総合体育館利用料金の基準額

(ア) メインアリーナ及びサブアリーナ

利用区分		時間区分		9時から19時	19時から22時	時間外	
				(1時間につき)	(1時間につき)	(1時間につき)	
占用 利用 アリーナ	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・高校生	2,720円	4,090円	3,260円	
			中学生以下・高齢者・障がい者	1,360円	2,040円	1,620円	
			入場料を徴収する場合	13,640円	20,470円	16,370円	
		アマチュアスポーツ以外の催しもの	入場料を徴収しない場合	一般・高校生	20,470円	30,700円	24,560円
				中学生以下・高齢者・障がい者	10,230円	15,340円	12,280円
			営利宣伝を目的とした場合	35,480円	53,220円	42,570円	
	入場料を徴収する場合		40,940円	61,410円	49,130円		
	サブアリーナ	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・高校生	1,080円	1,620円	1,300円
				中学生以下・高齢者・障がい者	530円	810円	650円
			入場料を徴収する場合	5,440円	8,160円	6,530円	
		アマチュアスポーツ以外の催しもの	入場料を徴収しない場合	一般・高校生	8,160円	12,250円	9,800円
				中学生以下・高齢者・障がい者	4,080円	6,120円	4,890円
営利宣伝を目的とした場合			14,160円	21,240円	16,990円		
入場料を徴収する場合		16,340円	24,510円	19,610円			
個	メインアリーナ・サブアリーナ(1)	一般・高齢者	100円				

利用	人1時間につき)	高校生以下・障がい者	50円
	ランニングコース(1人1回につき)	一般・高齢者	100円
	メインアリーナが大会利用等されていない場合に限る。	高校生以下・障がい者	50円

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に利用する面積の割合を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 ランニングコースの利用料金について、館内施設利用者はその利用時間中においては無料とする。
- 7 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 会議室及び控室

利用区分		時間区分	1時間につき
会議室	占有利用	アマチュアスポーツ	1,100円
		一般会議	4,400円
		営利宣伝を目的とした場合	5,500円
控室	占有利用	アマチュアスポーツ	110円
		一般会議	440円
		営利宣伝を目的とした場合	560円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。

- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(ウ) 多目的ルーム及びトレーニング室

利用区分		基準額	
多目的ルーム	占有利用(1時間につき)	760円	
トレーニング室	占有利用(1時間につき、右記記載の金額に加え、利用人数に応じた個人利用料金)	760円	
	個人利用(1人1回につき)	一般	430円
		高齢者	350円
高校生以下・障がい者		210円	

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(エ) 温水プール

区分	個人利用の基準額(1人1回につき)	占有利用の基準額(1時間1コースにつき)
一般	550円	5,500円
小学生・中学生・高校生・高齢者・障がい者	270円	2,750円
幼児	130円	1,320円

備考

- 1 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 2 占有利用は、競技大会等に利用する場合で施設管理者の承認を得た場合とする。
- 3 幼児には、付添人が同伴するものとし、付添人1人につき幼児は、2人以内とする。

(オ) プール教室

区分		利用料金の基準額
年会費		2,200円
フリーコース	中学生以下	月額 5,050円
	一般	月額 6,150円
強化コース	中学生以下	月額 6,600円
	一般	月額 7,700円

備考 特別な教室の利用料金の基準額は、規則で定める。

(カ) 多目的広場

利用区分		時間区分	1時間につき
占用利用	一般・高校生		630円
	中学生以下・高齢者・障がい者		310円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		1,890円

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(20) 鹿島武道館利用料金の基準額

利用区分		時間区分	5時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
占用利用	一般・高校生		890円	1,340円	1,060円
	中学生以下・高齢者・障がい者		440円	670円	520円

	アマチュアスポーツ以外の催しもの	6,720円	10,080円	8,060円
個人利用	一般・高齢者	1時間につき 100円		
	高校生以下・障がい者	1時間につき 50円		

備考

- 1 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額に利用する面積の割合を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(21) 鹿島グラウンドゴルフ場利用料金の基準額

利用区分		時間区分	1日・1人・1回につき
		個人利用	一般・高校生・高齢者 回数券(20回分)
		中学生以下・障がい者	180円
団体利用		一般・高校生・高齢者	250円
		中学生以下・障がい者	120円

備考 団体利用とは、20人以上の場合をいう。

(22) 鹿島御津地区体育館利用料金の基準額

利用区分		時間区分	8時から19時 (1時間につき)	19時から22時 (1時間につき)	時間外 (1時間につき)
		体育館利用	一般・高校生	630円	940円
		中学生以下・高齢者・障がい者	310円	460円	370円
		アマチュアスポーツ以	4,730円	7,090円	5,680円

		外の催しもの			
卓球場	占用利用	一般・高校生	200円	300円	240円
		中学生以下・高齢者・障がい者	100円	150円	120円
		アマチュアスポーツ以外の催しもの	1,520円	2,290円	1,830円
個人利用	一般・高齢者	1時間につき 100円			
	高校生以下・障がい者	1時間につき 50円			

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に利用する面積の割合を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(23) 島根総合公園運動広場利用料金の基準額

利用区分		時間区分	1時間につき
占用利用	一般・高校生		750円
	中学生以下・高齢者・障がい者		370円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		2,260円

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(24) 島根体育館利用料金の基準額

利用区分		時間区分	9時から19時	19時から22時	時間外
			(1時間につき)	(1時間につき)	(1時間につき)
大 体 育 室	占 用	一般・高校生	750円	1,130円	890円
		中学生以下・高齢者・ 障がい者	370円	560円	440円
		アマチュアスポーツ以 外の催しもの	5,650円	8,470円	6,780円
小 体 育 室	占 用	一般・高校生	180円	270円	210円
		中学生以下・高齢者・ 障がい者	90円	130円	100円
		アマチュアスポーツ以 外の催しもの	1,370円	2,050円	1,650円
個人利用		一般・高齢者	1時間につき 100円		
		高校生以下・障がい者	1時間につき 50円		

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び

休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に利用する面積の割合を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(25) 島根スポーツ広場利用料金の基準額

利用区分		時間区分	1時間につき
占有利用	一般・高校生	750円	
	中学生以下・高齢者・障がい者	370円	
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	2,260円	

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 占有面積が2分の1以内のときの基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に2分の1を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(26) 八雲屋根付き多目的広場利用料金の基準額

利用区分	単位	基準額
非営利目的	1時間	550円
営利目的	1時間	2,750円

備考 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

(27) 宍道総合公園多目的広場利用料金の基準額

利用区分		時間区分	1時間につき
		占用利	一般・高校生
用	中学生以下・高齢者・障がい者		570円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		3,450円

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 占有面積が2分の1以内のときの基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に2分の1を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(28) 宍道総合公園テニスコート利用料金の基準額

利用区分		時間区分	1面1時間につき
		占用利	一般・高校生
用	中学生以下・高齢者・障がい者		210円

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう)とする。

以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(29) 宍道総合公園少年広場利用料金の基準額

時間区分		1時間につき
利用区分	占用利	
	用	
	一般・高校生	380円
	中学生以下・高齢者・障がい者	190円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	1,160円

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(30) 宍道総合公園野球場利用料金の基準額

時間区分		1時間につき
利用区分	占用利	
	用	
	一般・高校生	1,930円
	中学生以下・高齢者・障がい者	960円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	5,800円

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(31) 実道体育センター利用料金の基準額

利用区分		時間区分	9時から19時	19時から22時	時間外
			(1時間につき)	(1時間につき)	(1時間につき)
占有利用	一般・高校生		560円	830円	670円
	中学生以下・高齢者・障がい者		270円	410円	330円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		4,190円	6,290円	5,040円
個人利用	一般・高齢者	1時間につき	100円		
	高校生以下・障がい者	1時間につき	50円		

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に利用する面積の割合を

乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(32) 宍道武道館利用料金の基準額

利用区分		時間区分	9時から19時	19時から22時	時間外
			(1時間につき)	(1時間につき)	(1時間につき)
占有利用	一般・高校生		400円	610円	480円
	中学生以下・高齢者・障がい者		200円	300円	240円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		3,050円	4,580円	3,660円
個人利用	一般・高齢者	1時間につき 100円			
	高校生以下・障がい者	1時間につき 50円			

備考

- 1 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額に利用する面積の割合を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(33) 松江市宍道B&G海洋センター利用料金の基準額

(ア) プール

区分	個人利用の基準額(1人1回につき)	占有利用の基準額(1時間1コース当たり)

一般	550円	5,500円
小学生・中学生・高校生・高 齢者・障がい者	270円	2,750円
幼児	130円	1,320円

備考

- 1 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 2 占用利用は、競技大会等に利用する場合で施設管理者の承認を得た場合とする。
- 3 幼児には、付添人が同伴するものとし、付添人1人につき幼児は、2人以内とする。

(イ) プール会員

区分	利用料金の基準額		
	年会費	3箇月会員	1箇月会員
個人	22,000円	9,420円	4,180円
家族	31,420円		
企業・団体	62,850円		

備考

- 1 家族会員は、同一家族で1回につき4名まで利用可能とする。
- 2 企業・団体会員は、同一企業・団体に1回につき10名まで利用可能とする。

(ウ) プール教室

区分	利用料金の基準額(月額)		
	週1回コース	週2回コース	週3回コース
幼児	4,180円	6,800円	
小・中学生	3,660円	5,750円	
成人	3,130円	4,700円	
健康系	4,180円	6,280円	
選手育成			6,280円

備考 特別な教室利用の基準額は、規則で定める。

(エ) トレーニングルーム

	時間区分	1日・1人・1回につき
利用区分		
個人利	一般・高齢者	100円

用	高校生以下・障がい者	50円
---	------------	-----

(34) 八束体育館利用料金の基準額

利用区分		時間区分	8時30分から19時	19時から22時	時間外
			(1時間につき)	(1時間につき)	(1時間につき)
大 体 育 室	占	一般・高校生	940円	1,410円	1,130円
	利 用	中学生以下・高齢者・ 障がい者	460円	700円	560円
		アマチュアスポーツ以 外の催しもの	7,090円	10,650円	8,520円
		個人利用	一般・高齢者	1時間につき 100円	
小 体 育 室	占	一般・高校生	460円	700円	560円
利 用	中学生以下・高齢者・ 障がい者	230円	340円	270円	
	アマチュアスポーツ以 外の催しもの	3,510円	5,260円	4,210円	
	個人利用	高校生以下・障がい者	1時間につき 50円		

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に利用する面積の割合を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(35) 八束テニスコート利用料金の基準額

	時間区分	1面1時間につき
--	------	----------

利用区分		
占用利 用	一般・高校生	420円
	中学生以下・高齢者・障がい者	210円

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(36) 八束総合運動場利用料金の基準額

(ア) 野球場

利用区分		時間区分1時間につき
占用利 用	一般・高校生	1,180円
	中学生以下・高齢者・障がい者	590円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	3,540円

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。

以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 多目的広場

時間区分		1時間につき
利用区分		
占有利用	一般・高校生	420円
	中学生以下・高齢者・障がい者	210円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	1,280円

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(37) 美保関総合運動公園多目的運動場利用料金の基準額

時間区分		1時間につき
利用区分		
占有利用	一般・高校生	630円
	中学生以下・高齢者・障がい者	310円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	1,890円

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(38) 美保関総合運動公園野球場利用料金の基準額

利用区分		時間区分
		1時間につき
占有利用	一般・高校生	1,180円
	中学生以下・高齢者・障がい者	590円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	3,540円

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(39) 美保関総合運動公園多目的広場利用料金の基準額

利用区分		時間区分	1時間につき
		占用利	一般・高校生
用	中学生以下・高齢者・障がい者		590円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		3,540円

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 占有面積が2分の1以内のときの基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に2分の1を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(40) 美保関総合運動公園テニスコート利用料金の基準額

(ア) テニスコート

利用区分		時間区分	1面1時間につき
		占用利	一般・高校生
用	中学生以下・高齢者・障がい者		210円

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう)とする。

以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) ミーティングルーム

利用区分		時間区分	1時間につき
		占用利	一般
用	営利宣伝を目的とした場合		250円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(41) 美保関体育館利用料金の基準額

利用区分		時間区分	9時から19時	19時から22時(1	時間外
			(1時間につき)	時間につき)	(1時間につき)
占用利	一般・高校生		830円	1,250円	990円
	中学生以下・高齢者・障がい者		410円	620円	490円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		6,260円	9,390円	7,510円
個人利	一般・高齢者		1時間につき 100円		
	高校生以下・障がい者		1時間につき 50円		

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に利用する面積の割合を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(42) 玉湯野球場利用料金の基準額

(ア) 野球場

利用区分		時間区分	1時間につき
		占有利	一般・高校生
用	中学生以下・高齢者・障がい者		590円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		3,540円

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。

5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 練習用グラウンド

利用区分		時間区分	1時間につき
占有利用	一般・高校生		520円
	中学生以下・高齢者・障がい者		260円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		1,580円

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(43) 玉湯体育館利用料金の基準額

利用区分		時間区分	9時から19時	19時から22時(1	時間外
			(1時間につき)	時間につき)	(1時間につき)
占有利用	一般・高校生		830円	1,250円	990円
	中学生以下・高齢者・障がい者		410円	620円	490円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		6,260円	9,390円	7,510円
個人利用	一般・高齢者		1時間につき 100円		
	高校生以下・障がい者		1時間につき 50円		

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に利用する面積の割合を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(44) 空口公園テニスコート利用料金の基準額

占有利用(1時間につき)	一面100円
--------------	--------

備考

- 1 1時間に満たない時間の算定は、1時間として算定する。
- 2 別表第2に定める供用時間外の占有利用については2割増とする。

(45) 空口公園多目的広場利用料金の基準額

時間区分		1時間につき
利用区分		
占有利用	一般・高校生	430円
	中学生以下・高齢者・障がい者	210円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの	1,310円

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

とする。

5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(46) 東出雲体育館利用料金の基準額

(ア) 大体育室、小体育室、柔道場

利用区分		時間区分			
		9時から19時(1時間につき)	19時から22時(1時間につき)	時間外(1時間につき)	
大体育室	占	一般・高校生	1,850円	2,780円	2,220円
	用	中学生以下・高齢者・障がい者	920円	1,380円	1,110円
	利	アマチュアスポーツ以外の催しもの	13,900円	20,840円	16,680円
小体育室	占	一般・高校生	730円	1,100円	870円
	用	中学生以下・高齢者・障がい者	360円	550円	430円
	利	アマチュアスポーツ以外の催しもの	5,500円	8,250円	6,600円
柔道場	占	一般・高校生	300円	450円	360円
	用	中学生以下・高齢者・障がい者	150円	220円	180円
	利	アマチュアスポーツ以外の催しもの	2,290円	3,430円	2,750円
個人利用		一般・高齢者	1時間につき 100円		
		高校生以下・障がい者	1時間につき 50円		

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 床面積を区分して利用する場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。)に利用する面積の割合を乗じた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(イ) 研修室及び多目的室

利用区分		時間区分	1時間につき
		研修室	占用利用
		営利宣伝を目的とした場合	310円
多目的室	占用利用	一般	260円
		営利宣伝を目的とした場合	320円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(47) 東出雲グラウンドゴルフ場利用料金の基準額

(ア) グラウンドゴルフ場

利用区分		時間区分	1日・1人・1回につき
		個人利用	一般・高校生・高齢者
			回数券(20回分)5,090円
	中学生以下・障がい者		180円
団体利用	一般・高校生・高齢者		250円
	中学生以下・障がい者		120円

備考 団体利用とは、20人以上の場合をいう。

(イ) クラブハウス

利用区分		時間区分	1時間につき
占有利用	一般		370円
	営利宣伝を目的とした場合		460円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 3 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 4 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(48) 東出雲中央公園野球場利用料金の基準額

利用区分		時間区分	1時間につき
占有利用	一般・高校生		2,030円
	中学生以下・高齢者・障がい者		1,010円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		6,110円

備考

- 1 占有利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。

6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(49) 東出雲中央公園多目的グラウンド利用料金の基準額

利用区分		時間区分	1時間につき
占用利 用	一般・高校生		990円
	中学生以下・高齢者・障がい者		490円
	アマチュアスポーツ以外の催しもの		2,990円

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 4 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 5 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。

(50) 東出雲中央公園テニスコート利用料金の基準額

利用区分		時間区分	1面1時間につき
占用利 用	一般・高校生		420円
	中学生以下・高齢者・障がい者		210円

備考

- 1 占用利用について、土、日曜日及び休日に利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の2割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額(土、日曜日及び休日に利用する場合は、備考の1により加算した額をいう。以下同じ。)の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 5 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする。
- 6 その他の設備器具を利用する場合の基準額は、規則で定める。